

議案第 67 号

議決第 号

始良市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の件

始良市空家等対策協議会条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

始良市長 米丸 麻希子

始良市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

始良市空家等対策協議会条例（平成28年始良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「空家等」の次に「及び所有者不明土地」を加える。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 本市の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第8条第1項の規定に基づき空家等対策計画の策定及び実施並びに空家等に関する対策を推進するため並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第46条第1項の規定に基づき所有者不明土地対策計画の策定及び実施並びに所有者不明土地に関する対策を推進するため、始良市空家等及び所有者不明土地対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例で使用する用語は、空家特措法及び所有者不明土地法で定義するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等 空家特措法第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者不明土地 所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地をいう。

第2条第1号中「法」を「空家特措法」に改め、同条第2号中「その他」を

「空家等対策及び所有者不明土地対策の推進に関し、その他」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関する事。
- (3) 空家特措法第22条第1項から第3項までの規定による助言、指導及び勧告並びに同条第9項から第11項までの規定による代執行に関する事。
- (4) 所有者不明土地法第38条から第41条までに規定する所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関する事。
- (5) 所有者不明土地法第45条に規定する所有者不明土地対策計画の策定及び変更に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の始良市空家等対策協議会の委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の始良市空家等及び所有者不明土地対策協議会の委員として委嘱されたものとみなす。

(始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正)

- 3 始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例（平成22年始良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「空家等対策協議会」を「空家等及び所有者不明土地対策協議会」に改める。